

# 空き家 対策 レポート

## 「空き家等の対策に関する協定」 を締結(H30.3.19)しました！

- 空き家の利活用の促進や地域の賑わいを図るためには、いろいろな課題があります。例えば、空き家は所有者の財産であるため、空き家の所有者が今後の活用方法等についてどうしたらよいか判断しなければなりません。誰に相談して良いのかわからないなどです。空き家の問題は多岐にわたるため、不動産売買等に携わるさまざまな専門家の団体と相談体制の構築や情報共有等を行うなど、連携が必要不可欠です。相談できないことに対するハードル等を取り除くために、藤枝市と専門家の団体が平成30年3月19日に協定を締結しました。

### ●藤枝市と協定を締結した専門家の団体

- ・ 一般社団法人 志太建築士会
- ・ 公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会
- ・ 公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部
- ・ 静岡県司法書士会
- ・ 静岡県土地家屋調査士会



詳しい協定締結は  
↓こちらをご覧ください↓



過去の空き家対策レポートは  
↓こちらをご覧ください↓

